

第五編

令和3年10月31日執行の衆議院議員
総選挙及び最高裁判所裁判官国民審
査における管理執行事務

1 選挙管理委員会委員

委員長 一木俊廣
 委員 阿部良秀
 委員 秦喜美恵
 委員 角山光邦

2 事務分担表

事務の区分	主任	副主任
総括	井下書記長 佐藤参事 今井振興監	
庶務、人事、経理に関すること	企画管理班	廣末主幹
法令解釈、企画、指導に関すること 投・開票速報に関すること 市町村執行経費に関すること 選挙運動費用収支報告書に関すること	廣末主幹	廣門主幹 木付主査
立候補届出に関すること 選挙会・選挙分会・審査分会に関すること 選挙公営に関すること 期日前投票・不在者投票に関すること 立候補届出関係各種用紙、公営物資等の作成に関すること	廣門主幹	木付主査
選挙の管理執行手続きに関すること 選挙運動、政治活動に関すること 氏名等掲示に関すること 投票用紙・物資の作成・配付に関すること 予算に関すること	木付主査	廣末主幹
投・開票速報に関すること 選挙人名簿に関すること 議案・告示に関すること 各種報告に関すること 選挙の記録に関すること	野上主事	廣末主幹 廣門主査 木付主査
選挙公報に関すること	行政班	木付主査
政見放送に関すること	財政班	廣門主幹
選挙啓発（新聞広告、テレビ等CM）に関すること	企画管理班	廣末主幹
選挙啓発（広告塔、立看板、チラシ、パネル、広報車）に関すること	行政班 財政班 税政班	木付主査
選挙啓発（街頭啓発、啓発物品、横断幕）に関すること	税政班	野上主事

3 衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送及び経歴放送の実施に関する協議事項

協議事項	日本放送協会 (NHK)	大分放送 (OBS)	テレビ大分 (TOS)	大分朝日放送 (OAB)	備考
1 立候補予定者等説明会日時…10月11日(月)13:30～場所…正庁ホール 県庁舎本館2階	(出席者) 放送部副部長 技術部副部長 企画編成部	(出席者) 報道部長	(出席者) 報道部長	(出席者) ニュース情報センター課長	配布資料等は、県選管が作成する。 説明会では、県選管が上記資料に基づいて説明し、質疑については、内容に応じて県選管と各放送局が答える。
2 政見放送の申込みの受付に関する事項 (1)公示前の申込み受付の日時、場所等	・期日 10月14日～10月18日 (但し10月16日及び17日を除く) ・時間 10:00～16:00 ・場所 大分市高砂町2-36 NHK大分放送局 ・Tel:097-533-2801	・期日 10月12日～10月18日 (但し10月16日及び17日を除く) ・時間 10:00～17:00 ・場所 大分市今津留3-1-1 ・Tel:097-533-2525	・期日 10月11日～10月18日 (但し10月16日及び17日を除く) ・時間 10:00～17:00 ・場所 大分市春日浦843-25 TOS報道部 ・Tel:097-537-5521	・期日 10月11日～10月18日 (但し10月16日及び17日を除く) ・時間 10:00～16:00 ・場所 大分市新川西12 ・Tel:097-538-8855	・政見放送の申込みがあったときは、放送局はその日の分を電話で県選管に連絡し、最終的に文書で連絡する。(政党名、届出予定候補者氏名、持込み・局収録の別、録音・録画の日時、通称使用の有無) ・告示前申込み(実規5⑥) ・受付時間(実規5①)…放送局がそれぞれ定める時間内 ・申込みの場所(実規5⑤)…NHKは指定する放送局、OBS、TOS、OABは放送局
(2)公示日の申込み受付の時間、場所	10月19日(火)8:30～17:00 ・場所:大分県庁本館2F正庁ホール ・Tel:097-533-2801	10月19日(火)8:30～17:00 ・場所:大分県庁本館2F正庁ホール ・Tel:097-553-2525	10月19日(火)8:30～17:00 ・場所:大分県庁本館2F正庁ホール ・Tel:097-537-5521	10月19日(火)8:30～17:00 ・場所:大分県庁本館2F正庁ホール ・Tel:097-538-8855	・申込期限…公示のあった日(実規5④) ・申込時間…8:30～17:00(実規5①) ・場所…指定する場所(実規5①)
(3)公示前の申込みにおける留意点(提出書類等)	別添留意事項				・提示された供託証明書を確認のうえ、複写して保管すること。 ・字幕により候補者を紹介する政党については、その候補者の氏名等を添付書類に記載させ、確約書により確認すること。
(4)申込期限経過後の通知	・政見放送申込期限終了後直ちに、決定した放送の予定の日時及び政見放送の申込みをした候補者届出政党を県選管に通知				・放送予定の日時の通知(実規12①) 放送局→県選管
3 政見の持込みに関する事項 (1)政見の持込み受付時間、場所	申込みの受付と同じ	申込みの受付と同じ	申込みの受付と同じ	申込みの受付と同じ	・できる限り政見放送申込と同時に
(2)政見の技術的基準	XDカム	XDカム	XDカム	XDカム	・技術基準は実施放送局が定める。
(3)技術的基準を満たすものであるかの確認方法	政党の政見放送担当責任者と制作プロダクション担当者立ち会いのもとで確認	持込み者立ち会いのもとで試写を行い技術的基準を確認	持込み者立ち会いのもとで試写を行い技術的基準を確認	持込み者立ち会いのもとで試写を行い技術的基準を確認	・技術的な審査を行ったうえで、認められないものは基準を示して再提出を求めらる。

協議事項	日本放送協会 (NHK)	大分放送 (OBS)	テレビ大分 (TOS)	大分朝日放送 (OAB)	備考																																																																																																																																																																																																																																															
4 政見の録音または録画の実施に関する事項 (1)録音または録画の日時、場所	<p>・日時</p> <table border="1"> <tr><td>時間</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td></tr> <tr><td>月日</td><td>10/10</td><td>10/11</td><td>10/12</td><td>10/14</td><td>10/15</td><td>10/16</td><td>10/17</td></tr> <tr><td>10/12</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10/13</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10/14</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10/15</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10/16</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10/17</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10/18</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10/19</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>場所：NHK大分キャバンスホール</p>	時間	9	10	11	13	14	15	16	月日	10/10	10/11	10/12	10/14	10/15	10/16	10/17	10/12								10/13								10/14								10/15								10/16								10/17								10/18								10/19								<p>・日時</p> <table border="1"> <tr><td>時間</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td></tr> <tr><td>月日</td><td>10/10</td><td>10/11</td><td>10/12</td><td>10/14</td><td>10/15</td><td>10/16</td><td>10/17</td></tr> <tr><td>10/12</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10/13</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10/14</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10/15</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10/16</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10/17</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10/18</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10/19</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>場所：TOSスタジオ</p>	時間	9	10	11	13	14	15	16	月日	10/10	10/11	10/12	10/14	10/15	10/16	10/17	10/12								10/13								10/14								10/15								10/16								10/17								10/18								10/19								<p>・日時</p> <table border="1"> <tr><td>時間</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td></tr> <tr><td>月日</td><td>10/10</td><td>10/11</td><td>10/12</td><td>10/14</td><td>10/15</td><td>10/16</td><td>10/17</td></tr> <tr><td>10/12</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10/13</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10/14</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10/15</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10/16</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10/17</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10/18</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10/19</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>場所：OABスタジオ</p>	時間	9	10	11	13	14	15	16	月日	10/10	10/11	10/12	10/14	10/15	10/16	10/17	10/12								10/13								10/14								10/15								10/16								10/17								10/18								10/19								<ul style="list-style-type: none"> 録音及び録画の日時、場所 放送局は各候補者届出政党の希望を考慮し、日時、場所を定める。(実規7①) 公示前においても録音、録画できる。(実規7⑤) 候補者が正当な理由なく定められた日時、場所に出向かなかった場合は、見放送は行わない。(実規7⑥)
時間	9	10	11	13	14	15	16																																																																																																																																																																																																																																													
月日	10/10	10/11	10/12	10/14	10/15	10/16	10/17																																																																																																																																																																																																																																													
10/12																																																																																																																																																																																																																																																				
10/13																																																																																																																																																																																																																																																				
10/14																																																																																																																																																																																																																																																				
10/15																																																																																																																																																																																																																																																				
10/16																																																																																																																																																																																																																																																				
10/17																																																																																																																																																																																																																																																				
10/18																																																																																																																																																																																																																																																				
10/19																																																																																																																																																																																																																																																				
時間	9	10	11	13	14	15	16																																																																																																																																																																																																																																													
月日	10/10	10/11	10/12	10/14	10/15	10/16	10/17																																																																																																																																																																																																																																													
10/12																																																																																																																																																																																																																																																				
10/13																																																																																																																																																																																																																																																				
10/14																																																																																																																																																																																																																																																				
10/15																																																																																																																																																																																																																																																				
10/16																																																																																																																																																																																																																																																				
10/17																																																																																																																																																																																																																																																				
10/18																																																																																																																																																																																																																																																				
10/19																																																																																																																																																																																																																																																				
時間	9	10	11	13	14	15	16																																																																																																																																																																																																																																													
月日	10/10	10/11	10/12	10/14	10/15	10/16	10/17																																																																																																																																																																																																																																													
10/12																																																																																																																																																																																																																																																				
10/13																																																																																																																																																																																																																																																				
10/14																																																																																																																																																																																																																																																				
10/15																																																																																																																																																																																																																																																				
10/16																																																																																																																																																																																																																																																				
10/17																																																																																																																																																																																																																																																				
10/18																																																																																																																																																																																																																																																				
10/19																																																																																																																																																																																																																																																				
(2)政見放送収録日時決定票及び交付時期	<p>名称 「政見放送録画（録音）日時決定票」 交付時期…申込受付時</p> <p>場所：NHK大分キャバンスホール</p>	<p>名称 「政見放送収録録約定書」 交付時期…申込受付時</p> <p>場所：OBSスタジオ</p>	<p>名称 「政見放送収録録約定書」 交付時期…申込みの際</p> <p>場所：TOSスタジオ</p>	<p>名称 「政見放送収録録約定書」 交付時期…申込みの際</p> <p>場所：OABスタジオ</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、申込の受付の際に決定、交付 																																																																																																																																																																																																																																															
(3)録音、録画の時間等 ①収録に要する総時間 ア単独方式 イ対談方式 ウ複式方式（候補者3人の場合）	<p>ア1.5時間 イ1.5時間 ウ1.5時間</p>	<p>ア1.5時間 イ1.5時間 ウ1.5時間</p>	<p>ア1.5時間 イ1.5時間 ウ1.5時間</p>	<p>ア 1.5時間 イ 1.5時間 ウ 1.5時間</p>	<ul style="list-style-type: none"> 総時間…打ち合わせ、化粧及びびりハール等を含む総時間数 取扱要領では90分 																																																																																																																																																																																																																																															
(4)録音、録画の打ち合わせ事項	<ul style="list-style-type: none"> 録音、録画の要領 留意点等 	<ul style="list-style-type: none"> 録音、録画の要領 留意点等 	<ul style="list-style-type: none"> 録音、録画の要領 留意点等 	<ul style="list-style-type: none"> 録音、録画の要領 留意点等 																																																																																																																																																																																																																																																
(5)放送中の氏名等の表示方法及び表示事項	<p>背景にプレートで表示</p> <table border="1"> <tr><td>大分県 (小選挙区)</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>党</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 規格 縦300mm×横1,320mm プレートの色…藍 字色………………白 	大分県 (小選挙区)	○	○	○	党	<p>背景にプレートで表示</p> <table border="1"> <tr><td>大分県 (小選挙区)</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>党</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 規格 縦300mm×横1,320mm プレートの色…藍 字色………………白 	大分県 (小選挙区)	○	○	○	党	<p>背景にプレートで表示</p> <table border="1"> <tr><td>大分県 (小選挙区)</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>党</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 規格 縦300mm×横1,320mm プレートの色…藍 字色………………白 	大分県 (小選挙区)	○	○	○	党	<p>背景にプレートで表示</p> <table border="1"> <tr><td>大分県 (小選挙区)</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>党</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 規格 縦300mm×横1,320mm プレートの色…藍 字色………………白 	大分県 (小選挙区)	○	○	○	党																																																																																																																																																																																																																												
大分県 (小選挙区)	○	○	○	党																																																																																																																																																																																																																																																
大分県 (小選挙区)	○	○	○	党																																																																																																																																																																																																																																																
大分県 (小選挙区)	○	○	○	党																																																																																																																																																																																																																																																
大分県 (小選挙区)	○	○	○	党																																																																																																																																																																																																																																																
(6)化粧	原則として行う	原則として行う	原則として行う	原則として行う																																																																																																																																																																																																																																																
(7)リハーサル	1回	1回	1回	1回																																																																																																																																																																																																																																																
(8)本番	1回	1回	1回	1回																																																																																																																																																																																																																																																
(9)録音、録画をテレビ、ラジオ別にしようか	同時																																																																																																																																																																																																																																																			

協議事項	日本放送協会 (NHK)	大分放送 (OBS)	テレビ大分 (TOS)	大分朝日放送 (OAB)	備考
(6) 字幕 (単独方式、対談方式の希望政党のみ) の表示方法	<p>候補者の氏名、選挙区</p>	NHKに準ずる	NHKに準ずる	NHKに準ずる	
(7) 出席者のネームプレート	<p>350mm 出席者氏名 100mm</p> <p>・プレートの色…藍 ・字色……………白</p>	<p>350mm 出席者氏名 100mm</p> <p>・プレートの色…藍 ・字色……………白</p>	<p>350mm 出席者氏名 100mm</p> <p>・プレートの色…藍 ・字色……………白</p>	<p>350mm 出席者氏名 100mm</p> <p>・プレートの色…藍 ・字色……………白</p>	
(8) 録画に用いるカメラの台数、位置、カメラワーク、照明、背景、装飾等	<p>・カメラ 1台</p> <p>・ズームアップ 0回</p> <p>・カメラ位置</p> <p>単独 出演者から 2.5m</p> <p>対談 〃 2.6m</p> <p>複数 〃 3.27m</p> <p>・テールクロロス NHK規定による</p> <p>・背景 〃</p> <p>・装飾 〃</p>	<p>・カメラ 1台</p> <p>・ズームアップ 2回</p> <p>・カメラ位置 2～3m</p>	<p>・カメラ 1台</p> <p>・ズームアップ 2回</p> <p>・カメラ位置 2～3m</p>	<p>・カメラ 1台</p> <p>・ズームアップ 2回</p> <p>・カメラ位置 2～3m</p>	
5 経歴放送 (経歴の紹介) に関する事項 (NHKのみ)	<p>※単独経歴放送 (NHK (テレビ・ラジオ))</p> <p>・表示方法 テロップ</p> <p>・表示事項 選挙区名、党派名 候補者氏名、写真</p> <p>・放送方法 経歴を30秒以内でアナウンス</p> <p>・放送順序 選挙公報順</p>				<p>単独経歴放送 (法151①) (NHKのみ)</p> <p>・氏名、年齢、党派別、主要な経歴等を履歴書に基づき放送する (取扱規程④)</p> <p>1)</p> <p>・1回につき、30秒以内 (取扱規程④2)</p> <p>・表示事項 (取扱規程④4)</p> <p>・放送順序は、選挙がくじで決めた選挙公報の掲載順序に基づく (取扱規程④6)</p>
(2) ラジオ放送による経歴紹介の方法等 (NHKのみ)	<p>候補者より提出された経歴書により経歴を30秒以内でアナウンス</p>				<p>取扱いについての定めはないが、次のように取扱うこととされている。(留意事項第5(2))</p> <p>・経歴書の提出等については、実規6に準ずる。</p> <p>・1回につき30秒以内。</p>
(3) 選挙公報の掲載申請をしない候補者がいる場合の経歴放送の順序	<p>NHKが小選挙区ごとに行うくじで決定する。</p>				<p>・NHKがくじで決めた順序に基づき行う (取扱規程④6)</p>

※ 1

「放送に著しい支障を生じたことにより、改めて放送する場合」について

ア 再放送する場合

- ・ 政見放送及び経歴放送実施規程第 15 条 (抄)

候補者届出政党の政見放送を行う場合において、放送設備の事故により当該候補者届出政党の放送に著しい支障を生じたときは、日本放送協会又は基幹放送事業者は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会と協議の上、あらかじめ当該候補者届出政党の政見放送を行うことができる。

- ・ 趣 旨 放送設備の事故により特定の候補者届出政党が不利益を受けた場合の救済
- ・ 「放送設備の事故」 機械的故障、技術的故障、人為的故障、設備に入力している商業電源の停電による機械の停止等
- ・ 処 置 事態が起こった時点で放送局と県選管とで協議

イ 中止する場合

- ・ 公職選挙法第151条の2第3項

天災その他避けることのできない事故その他特別の事情により、政見放送又は経歴放送が不能となった場合においては、これに代わるべき政見放送又は経歴放送は行わない。

(注) 「協議事項」中、関係法規に関する略語は次による。

- ・ 「法」……………公職選挙法
- ・ 「令」……………公職選挙法施行令
- ・ 「実規」……………政見放送及び経歴放送実施規程
- ・ 「留意事項」…衆議院小選挙区選出議員の選挙における政見放送実施上の留意事項 (令和 3 年 10 月)

(例)

実規 5 ⑦：政見放送及び経歴放送実施規程第 5 条第 7 項

4 投票及び開票の速報事務

速報本部体制

令和3年10月31日執行の第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査における、投・開票速報の受理、集計、発表等を行うため、大分県選挙管理委員会に速報本部を設け、その組織等を次のとおり定める。

総括責任者 井下 秀子
総括責任者補佐 廣末 順一

1. 受信係

- (1) 市町村からのファクシミリによる速報受信にあたる。
- (2) 市町村からファクシミリで送られてきた受信表を受け取り、不明瞭な部分がないことを確認したうえで、検算係へ回付する。このうち、衆議院小選挙区選出議員選挙（以下「小選挙区」という。）及び衆議院比例代表選出議員選挙（以下「比例代表」という。）の投票結果・開票状況（中間・確定）については、個票係に回付する。
定時になっても速報がない場合は、担当する市町村に電話を入れ、状況確認を行う。また、送られてきた受信表が不明瞭であったときは、再送付の旨連絡を行う。
- (3) 何度督促しても速報が来ない場合や、受信表に不備がある場合は、調整係へ回付する。

2. 検算係

- (1) 受信係から（小選挙区及び比例代表の投票結果、開票状況（中間・確定）については、個票係から）回付された受信表を検算し、速報受信の有無をチェックしたうえで受信表を速報の種類及び選挙ごとに分類し、電算係へ回付する。
- (2) 受信表に不備がある場合は、調整係へ回付する。

3. 電算係（中間投票班、当日有権班、小投票班、比投票班、小開票班、比開票班、国審班）

- (1) 検算係から回付された受信表をパソコンにより集計し、受信表と集計結果をパソコンの画面上で照合する。
- (2) 集計結果を印刷・コピーし、電子データはUSBメモリに保存し、併せて調整係に回付する。
- (3) 中間投票班は、中間投票状況の集計を行う。
当日有権班は、選挙当日有権者数の集計を行う。
小投票班は、小選挙区の投票結果の集計を行う。
比投票班は、比例代表の投票結果の集計を行う。
小開票班は、小選挙区の開票結果の集計を行う。
比開票班は、比例代表の開票結果の集計を行う。
国審班は、最高裁判所裁判官国民審査（以下「国民審査」という。）の投票結果及び開票結果の集計を行う。

4. 調整係

- (1) 関係機関との連絡調整を行う。
- (2) 集計結果の最終チェックを行い、総括責任者の確認を受けた後、USBメモリをメール係へ回付し、集計結果原本を電算係に返却する。

5. 個票係

- (1) 受信係から回付された受信表を複写して調整係に回付し、併せてスキャンによりPDFデータ化する。（受信表原本は検算係へ回付する。）

- (2) P D Fデータ化した受信表を報道各社へEメールにより送信する。
- (3) 調整係から回付された集計結果を複写して、総括責任者、調整係へ回付する。(原本は電算係へ回付する。)

6. メール係

- (1) 総務省へ投・開票結果の速報をオンラインシステムにより送信する。(緊急時はメール)
- (2) 報道各社へ投・開票結果の速報をEメールにより送信する。
- (3) 関係部局(振興局等)へ投・開票結果の速報をEメールにより送信する。

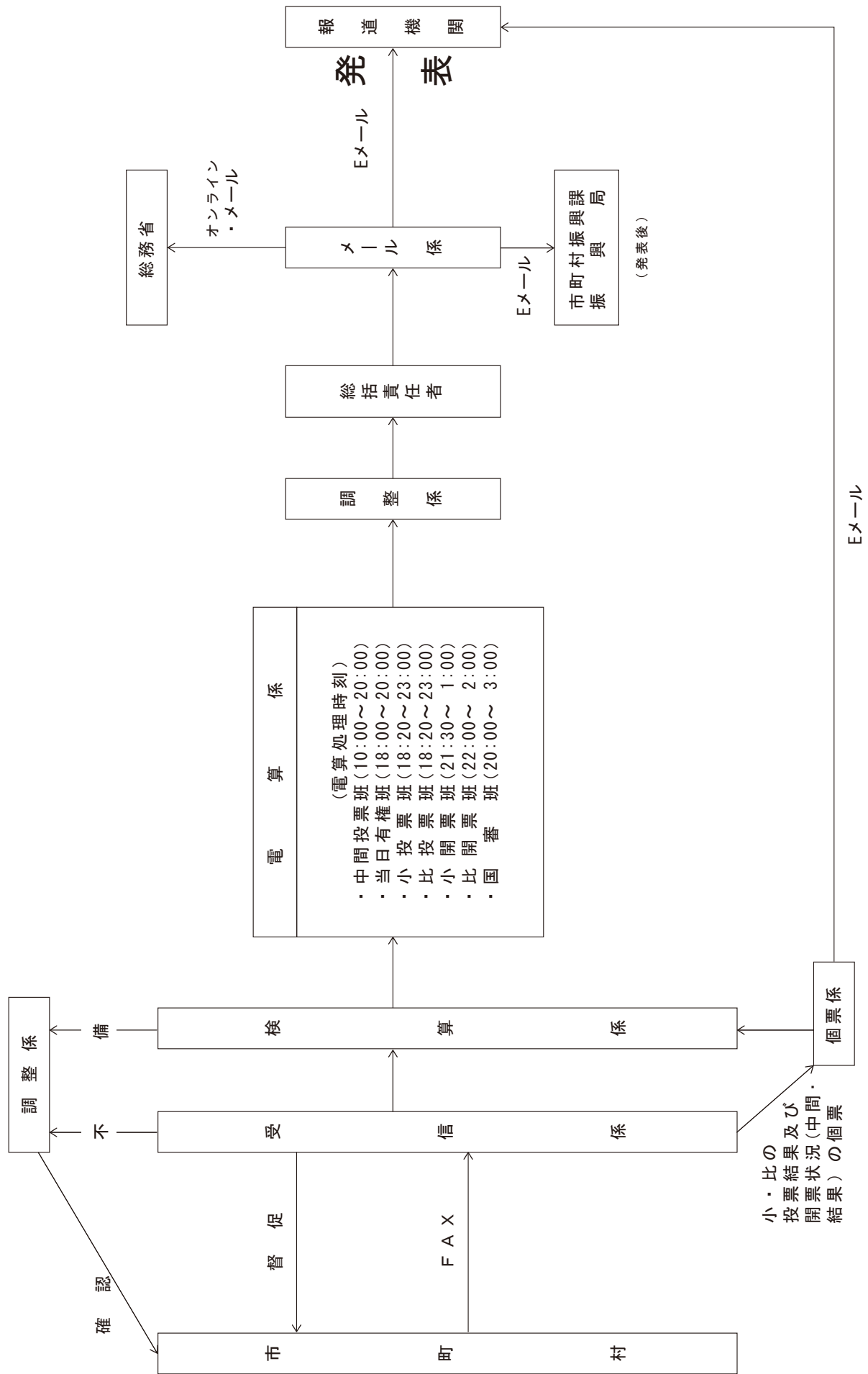
7. 庶務係

本部の庶務に従事する。

8. その他

- (1) 担当の事務が終了した場合は、係の責任者の指示に従い他の係を補助する。
- (2) 市町村振興課に待機している者は、外部からの速報数値等の照会に対し、メール係から回付された集計結果を基に回答する。
- (3) 本部内設備及び機器等のサポート体制については以下のとおり。
 - ・電気関係…………… 施設整備課保全計画班
施設整備課中央監視室
 - ・電話回線関係…………… 用度管財課管理・電話班
 - ・庁内L A N及び貸出パソコン関係…………… 電子自治体推進室(緊急連絡先把握)
 - ・複合機、コピー機(個表係)…………… ソーコー(18:00～速報終了)
 - ・F A X(受信係)…………… ソーコー(18:00～速報終了)
 - ・プリンタ(電算係)…………… ソーコー(18:00～速報終了)
 - ・集計システム(電算係)…………… 富士通(9:00～速報終了)
 - ・総務省オンライン端末(メール係)…………… 東芝(9:00～速報終了)

速報本部体制図



速報本部事務分担表

総括責任者 井下 秀子 参事 佐藤 聡
 総括責任者補佐 廣末 順一

投票日午前8時30分から午後8時まで

係名	人数	係員
受信係	3	◎鈴木 島井 工藤
検算係	1	◎加藤
電算係		
中間投票班	1	◎三嶋
当日有権班 (午後6時～)	1	◎西村
調整係	2	◎廣末 木付
メール係	1	◎野上
庶務係	-	◎鈴木 島井 工藤
市町村振興課	2	◎今井 廣門
合計	11	

※◎は各係の責任者

昼夜	8
昼のみ	3
夜のみ	22
計	33

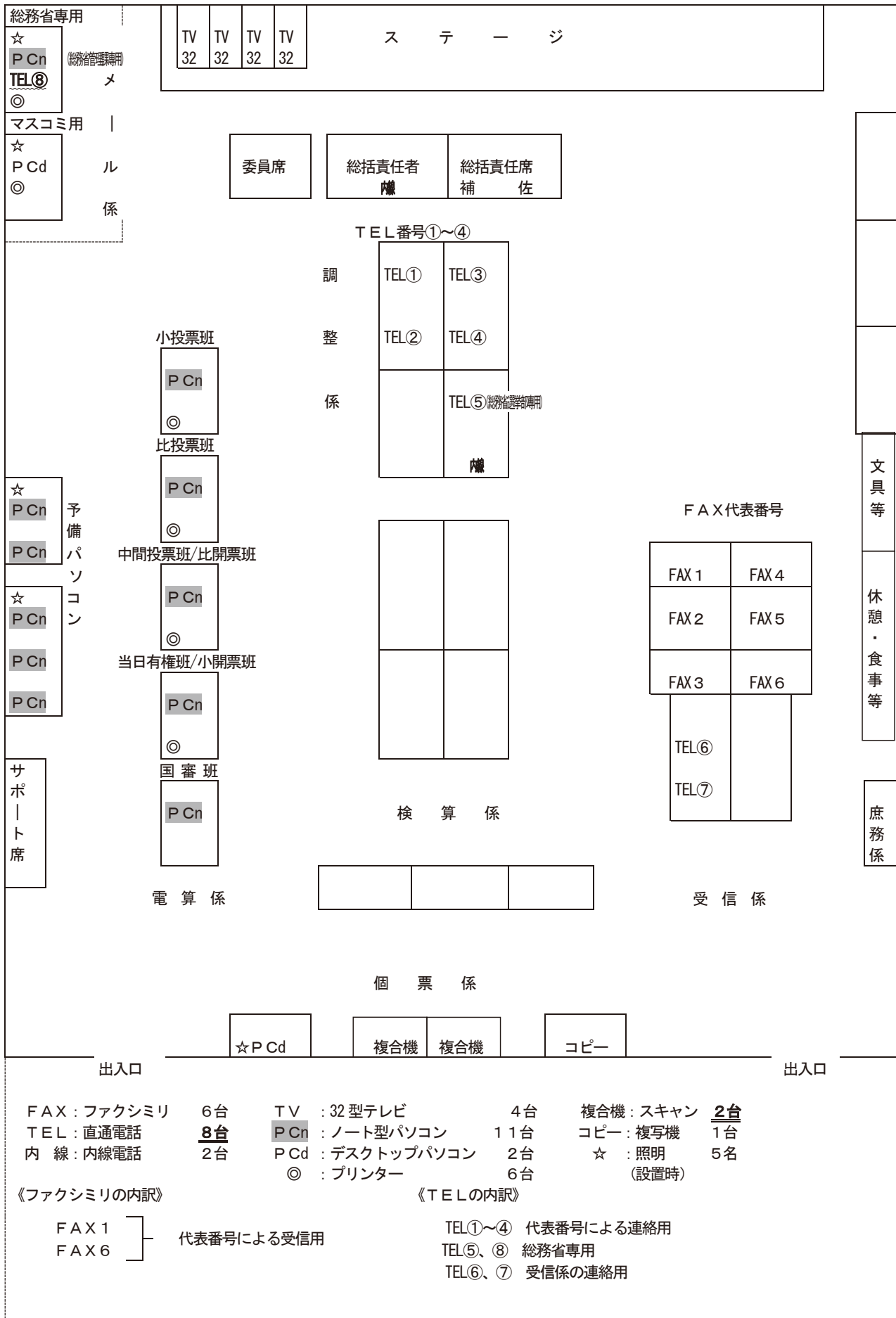
投票日午後7時から

係名	人数	係員
受信係	3	◎上田 加藤 高橋(夏)
検算係	4	◎安部 朝久野 河野(量) 三宮
電算係		
小投票班	2	◎安東 西村
比投票班	2	◎馬見塚 三嶋
小開票班	2	◎河野(賢) 河野(真)
比開票班	2	◎板井 河野(誠)
国審班	2	◎伊東 笠置
調整係	4	◎廣末 廣門 木付 野上
個票係	4	◎梅木 吉野 [高橋(祐)] 富高
メール係	2	◎[清家] 松本
市町村振興課	3	◎今井 松垣 塩月
合計	30	

※◎は各係の責任者

※〔 〕は他所属からの応援職員

速報本部配置図



速報要領

市町村以外非公開 取扱注意

速報本部速報用 F A X
速報本部備付 T E L

(設置期間：10月29日(金)～11月1日(月))

●各速報様式【F 1～9】にそれぞれの様式に従い、必ず以下を記入し(又は○で囲み)、F A Xを送信すること。

- | | | |
|-------|----------|---------------|
| ①選挙区 | ④発信担当者名 | ⑦第○回 ○時○分(中間) |
| ②市町村名 | ⑤点検担当者名 | ⑧確定時刻 ○時○分 |
| ③発信時刻 | ⑥中間・確定の別 | |

【10月30日(土)】

1 選挙当日有権者概数の速報について

- (1) 13時までに【F 1表】を用いて、F A Xにより速報本部に報告すること。
- (2) (1)の報告に併せて、各市町村ごとに選定した選定投票所の有権者概数の合計を【F 1表】に記入すること。

●期日前投票後に「失権者」、「抹消者数」に該当することになった者の取扱いに注意すること。

2 期日前投票者数の速報について

10月29日(金)までの小選挙区の期日前投票者数を9時30分までに【別紙2】を用いて、F A Xにより速報本部に報告すること。

●在外選挙人の日本国内における投票も含むこと。

【10月31日(日)】

3 期日前投票者数の速報について

10月30日(土)までの小選挙区の期日前投票者数を10時30分までに【別紙3】を用いて、F A Xにより速報本部に報告すること。

4 中間投票状況の速報について

下記の各速報現在時における選定投票所の衆議院小選挙区選出議員選挙の投票状況を、【F 2表】を用いて、速報現在時10分前までにF A Xにより速報本部に報告すること。

(速報現在時) 10時、11時、12時、14時、16時、18時	
19時30分、20時	計 8回

- 速報現在時刻の10分前までを目標に報告すること。
- ただし、20時現在の数値には当該選定投票所分の期日前投票者数及び不在者投票者数を算入すること。
- 20時までに投票所閉鎖時刻を繰り上げた場合でも、各時刻に必ず報告し、20時現在にのみ当該選定投票所分の期日前投票者数等を算入すること。

5 選挙当日有権者数の報告について

有権者数を集計し、【F 3表】を用いて17時現在の数字をFAXにより速報本部に、18時までに報告すること。

17時以降、投票所閉鎖時刻までに補正登録があった場合は、修正と大きく書いて随時FAXにより報告すること。

●期日前投票後に「失権者」、「抹消者数」に該当することになった者の取扱いに注意すること。

6 投票結果の速報について

次の3種類の投票結果を判明次第直ちに（遅くとも21時20分までに）FAXにより速報本部に報告すること。

- ・衆議院小選挙区選出議員選挙にあつては【F 4表】を用いること。
- ・衆議院比例代表選出議員選挙にあつては【F 5表】を用いること。
- ・最高裁判所裁判官国民審査にあつては【F 6表】を用いること。

●投票者数の内訳を必ず記入すること。

●21時40分までに集計が終わらないときは、とりあえず判明している数字を速報用紙に記入し、余白に「概数」と大書きして報告すること。

なお、確定後は速やかに報告すること。

7 開票状況の速報について

————— 小選挙区 —————

市

(1) 中間速報

① 21時30分現在を第1回目として、第1区は【F 7-1表】、第2区は【F 7-2表】、第3区は【F 7-3表】を用いてFAXにより速報本部に報告する。

以後30分ごとに結果が確定するまで同様に中間速報を行う。

《 中間速報現在時 》

21:30、22:00、22:30、23:00、23:30、0:00……

② 中間速報は100票単位で行い、100票未満の票は切り捨てること。

(2) 確定速報

開票結果が確定したときには、第1区は【F 7-1表】、第2区は【F 7-2表】、第3区は【F 7-3表】を用いてFAXにより直ちに速報本部に報告すること。

町村

(1) 中間速報

① 22時00分現在の開票状況を、第2区は【F 7-2表】、第3区は【F 7-3表】を用いてFAXにより速報本部に報告する（22時までに）。

なお、町村の中間開票速報は22時00分現在の1回のみであり、以後確定するまでの報告は必要ないものであること。

② 中間速報は100票単位で行い、100票未満の票は切り捨てること。

(2) 確定速報

開票結果が確定したときには、第2区は【F 7-2表】、第3区は【F 7-3表】を用いてFAXにより直ちに速報本部に報告すること。

●中間速報は速報現在時刻の10分前までを目標に報告すること。

比例代表

(1) 中間速報

① 原則として行わない。

ただし、確定が午前0時を過ぎる団体は、午前0時現在を第1回目として、【F8表】を用いてFAXにより速報本部に報告する。

以後1時間ごとに結果が確定するまで同様に中間速報を行う。

《 中間速報現在時 》

0：00、1：00、2：00、3：00……………

② 中間速報は100票単位で行い、100票未満の票は切り捨てること。

(2) 確定速報

開票結果が確定したときには、【F8表】を用いてFAXにより直ちに速報本部に報告すること。

●中間速報は速報現在時刻の10分前までを目標に報告すること。

国民審査

(1) 中間速報

行わない。

(2) 確定速報

開票結果が確定したときには、【F9表】を用いてFAXにより直ちに速報本部に報告すること。

8 その他

(1) 得票数等の発表について

各市町村が得票数等の発表を独自に行うことは差し支えないが、速報本部への報告を優先すること。

(2) 確定報告後の修正について

確定数値の報告後、数値の誤りに気付いたときには直ちに①電話、②FAX（修正箇所を見え消し修正し、余白に「修正」と大書きすること）の順番で速報本部に報告すること。

(3) 速報後の待機について

投・開票結果の速報がすべて終了した後も、速報本部から当該報告について照会する場合がありますので、速報終了後概ね1時間程度これに応じられる体制をとっておくこと。

待機解除については特に連絡しないので、確定のFAXを送信後1時間経過したら解除しても良い。ただし、選管職員と速報担当者については、その後も至急の連絡が取れる体制をとっておくこと。

F1表 衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査 選挙当日有権者概数速報用紙

選挙区	第	区
-----	---	---

市町村名 (開票区名)

※ (開票区名) は大分市のみ記入

市町村	発信時刻	発信担当	点検担当	県	受信時刻	受信担当	点検担当	電算担当

	選挙人名簿登録者数 (R3.10.18現在)		補正登録者数 (B)		失権者数 (C)		抹消者数 (D)		選挙当日有権者概数 (E)=(A)+(B)-(C)-(D)				
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女			
	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計			
国内													
在外													
	うち、選定投票所分												

(注) 1. 「選挙人名簿登録者数」は、令和3年10月18日の選挙時登録の際に県委員会に報告した選挙人名簿登録者数であること。
 2. 「補正登録者数」は、令和3年10月19日(選挙時登録翌日)以後10月30日(選挙期日前日)までの間に補正登録した者の数であること。
 3. 「失権者数」は、公職選挙法第11条第1項若しくは第2項又は政治資金規正法第28条の規定により選挙権を有しなくなった旨を表示中の者の数であること。ただし、期日前投票後に「失権者」に該当することになった者については、その者の数を計上せず、下段の()内に数を記載すること。
 4. 「抹消者数(国内)」は、令和3年10月19日以後10月30日までの間に死亡した者、転出者又は誤載者で抹消の決定を委員会で行った者並びに転出中表示された者のうち転出先市町村の選挙人名簿に登録された者の数であること。
 (なお、転出後4ヶ月を経過するに至らず、未だ抹消されていないもの転出先の市町村において、選挙人名簿に登録された者についても便宜上計上する。)
 「抹消者数(在外)」は、令和3年10月19日以後10月30日までの間に死亡した者、誤載者、日本国籍を喪失又は日本国内で新たに住民票が作成された日から4ヶ月を経過した者で、抹消の決定を委員会で行った者の数であること。
 (なお、日本国内で新たに住民票が作成され、国内の選挙人名簿に登録された者については、未だ4ヶ月を経過しない者であっても、便宜上計上する。)
 ただし、期日前投票後に「抹消者数」に該当することになった者については、その者の数を計上せず、下段の()内に数を記載すること【国内・在外】。
 5. 選定投票所分(市は3投票所、町村は1投票所)の選挙当日有権者概数もあわせて速報すること。
 ただし、指定在外選挙投票区である場合、在外分は参入しないこと。

F2表 衆議院小選挙区選出議員選挙 中間投票状況(選定投票所分)速報用紙

選挙区	第 区
市町村名 (開票区名)	

第 回 時 分 現在

※ (開票区名) は大分市のみ記入

市町村	発信時刻	発信担当	点検担当	県		発信時刻	受信担当	点検担当	電算担当
				時	分				

投票所	選挙当日有権者概数(A)			投票者数(B)			投票率(B)/(A)×100		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
								%	%
投票所							%	%	%
投票所							%	%	%
投票所							%	%	%
合計							%	%	%

(注) 1. 「選挙当日有権者概数」の合計欄の数は、F1表の選定投票所分の数と一致すること。
 2. 「投票者数」は、衆議院小選挙区選出議員選挙の数によること。
 3. 「投票率」は、小数第3位を四捨五入し、第2位まで出すこと。
 4. 第8回20時00分現在の報告に関しては、選定投票所の投票区における選挙人のうち、期日前投票及び不在者投票を行った者の数を(B)欄に含めること (選定投票所の閉鎖時刻を繰り上げた場合においても、すべての速報現時に速報を行い、20時00分現在の報告において期日前投票及び不在者投票を行った者の数を含めること)。
 なお、この取扱いは指定投票区制度を採用している市町村にあっては、投票録等に記載する実際の数値とは異なるので留意すること。

第1回	10:00現在	第5回	16:00現在
第2回	11:00現在	第6回	18:00現在
第3回	12:00現在	第7回	19:30現在
第4回	14:00現在	第8回	20:00現在

F3表 衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査

選挙当日有権者数速報用紙

選挙区	第 区
-----	-----

市町村名 (開票区名)

※ (開票区名) は大分市のみ記入

市町村	発信時刻	発信担当	点検担当	県	受信時刻	受信担当	点検担当	電算担当
	時 分				時 分			

	選挙当日有権者概数 (R3.10.30現在)		補正登録者数 (B)		抹消者数 (C)		その他 (D)		選挙当日有権者数 (E)=(A)+(B)-(C)+(D)	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
国内					()	()				
在外					()	()				
計					()	()				

- (注) 1. 「選挙当日有権者概数」は、F 1 表の数値と一致すること。
 2. 「補正登録者数」は、F 1 表の報告後、令和3年10月31日(選挙期日)投票所閉鎖時刻までの間に補正登録を行った者の数であること。
 3. 「抹消者数(国内)」は、次のいずれかに該当する者の数であること。
 ・投票開始時刻までに死亡若しくは日本国籍を喪失した者
 ・F 1 表による報告後、令和3年10月31日までに表示中の者で転出後4ヶ月を経過するに至った者や誤載者で抹消の決定を委員会で行った者
 ・「抹消者数(在外)」は、次のいずれかに該当する者の数であること。
 ・投票開始時刻までに死亡若しくは日本国籍を喪失した者
 ・F 1 表による報告後、令和3年10月31日までに表示中の者で国内で新たに住民票が作成された日から4ヶ月を経過するに至った者や誤載者で抹消の決定を委員会で行った者。ただし、期日前投票後に「抹消者数」に該当することになった者については、その者の数を計上せず、下段の()内に数を記載すること【国内・在外】。
 4. 「その他」は、選挙人名簿又は在外選挙人名簿に登録されていない者で、選挙の当日、選挙人名簿に登録されるべき旨の決定書、若しくは確定判決書を持って投票所に来た者等の数であること。
 5. 「選挙当日有権者数」は、F 4 表、F 5 表及びF 6 表の数値と一致すること。(※F 6 表については、国内のみ)

F4表 衆議院小選挙区選出議員選挙 投票結果速報用紙

市町村名 (開票区名)	
----------------	--

※ (開票区名) は大分市のみ記入

市町村	発信時刻		発信担当	点検担当	県	受信時刻		受信担当	点検担当	電算担当
	時	分				時	分			

	選挙当日有権者数 (A)		投票者数 (B) (期日前・不在者投票分を含めること)		棄権者数 (C)=(A)-(B)		投票率 (B)/(A)×100		
	男	女	男	女	男	女	男	女	
国内									
在外									
計									
	(B)の内訳		当日投票						
	国内		期日前投票						
	在外(国外)		不在者投票						
	在外(国内)		在外公館・郵便						
			当日投票						
			期日前投票						
			不在者投票						

(注) 1. 「選挙当日有権者数」は、F3表の数値と一致すること。
 2. 「投票率」は、小数第3位を四捨五入し、第2位まで出すこと。
 3. この表は、F5表と同時に報告すること。

F5表 衆議院比例代表選出議員選挙 投票結果速報用紙

市町村名 (開票区名)	
----------------	--

※ (開票区名) は大分市のみ記入

市町村	発信時刻		発信担当		点検担当		県		受信時刻		受信担当		点検担当		電算担当	
	時	分	時	分	時	分	時	分	時	分	時	分	時	分	時	分

	選挙当日有権者数 (A)			投票者数 (B) (期日前・不在者投票分を含めること)			棄権者数 (C)=(A)-(B)			投票率 (B)/(A)×100						
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計				
国内																
在外																
計																

(B)の内訳	国内			在外(国外)			在外(国内)					
	当日投票	期日前投票	不在者投票	在外公館・郵便	当日投票	期日前投票	不在者投票	在外公館・郵便	当日投票	期日前投票	不在者投票	

(注) 1. 「選挙当日有権者数」は、F3表の数値と一致すること。
 2. 「投票率」は、小数第3位を四捨五入し、第2位まで出すこと。
 3. この表は、F4表と同時に報告すること。

F6表 最高裁判所裁判官国民審査 投票結果速報用紙

市町村名 (開票区名)	
----------------	--

※ (開票区名) は大分市のみ記入

市町村	発信時刻		発信担当		県	受信時刻		受信担当		点検担当	電算担当
	時	分	時	分		時	分	時	分		

国内	選挙当日有権者数 (A)		投票者数 (B) (期日前・不在者投票分を含めること)		棄権者数 (C)=(A)-(B)		投票率 (B)/(A)×100				
	男	女	男	女	男	女	男	女			
	計		計		計		計	計			
	(B) 国内のみ		当日投票								
			期日前投票								
			不在者投票								

(注)1. 「選挙当日有権者数」は、F3表の数値と一致すること。
 2. 「投票率」は、小数第3位を四捨五入し、第2位まで出すこと。

F7-1表 衆議院小選挙区選出議員選挙 開票状況速報用紙

選挙区	第 1 区
-----	-------

中間：第 _____ 回
 _____ 時 _____ 分 現在

市町村名 (開票区名)	大分市 (第一開票区)
----------------	----------------

確定：_____ 時 _____ 分 確定

市町村	発信時刻	発信担当	点検担当	
	時 分			
県	受信時刻	受信担当	点検担当	電算担当
	時 分			

届出番号	候補者氏名	候補者別得票数
1	西宮 重貴	
2	野中 美咲	
3	山下 かい	
4	高橋 まいこ	
5	吉良 州司	

得票総数(A) (有効投票数)		無効投票数 (B)		投票総数 (C)=(A)+(B)		
持帰り・その他 (D)		投票者総数 (E)=(C)+(D)		投票者数 未確定時 (概数)	得票総数(A) 当日有権者概数(F1) × 中間投票率(F2)	%
				投票者数 確定時	得票総数(A) 投票者総数(E)	%

- (注) 1. 中間速報の得票数は100票単位とし、100票未満の端数は切り捨てること。
 2. 中間速報の場合は、「候補者別得票数」、「得票総数」、「投票者総数」及び「開票率」を報告すること。
 3. 中間速報の場合の「投票者総数」は、F 4 表の投票者数計の数値を記載すること。
 4. 確定速報の場合の「投票者総数」は、F 4 表の投票者数計の数値と一致すること。
 5. 「開票率」は、小数第3位を四捨五入し、第2位まで出すこと。
 6. 「持帰り・その他」に、開票管理者によって不受理と決定された投票を計上するのを忘れないこと。

F7-2表 衆議院小選挙区選出議員選挙 開票状況速報用紙

選挙区	第 2 区
-----	-------

中間：第 _____ 回
 _____ 時 _____ 分 現在

市町村名 (開票区名)	
----------------	--

確定：_____ 時 _____ 分 確定

※（開票区名）は大分市のみ記入

市町村	発信時刻	発信担当	点検担当	
	時 分			
県	受信時刻	受信担当	点検担当	電算担当
	時 分			

届出番号	候補者氏名	候補者別得票数
1	えとう 征士郎	
2	吉川 はじめ	

得票総数(A) (有効投票数)		無効投票数 (B)		投票総数 (C)=(A)+(B)		
持帰り・その他 (D)		投票者総数 (E)=(C)+(D)		投票者数 未確定時 (概数)	得票総数(A) 当日有権者概数(F1) × 中間投票率(F2)	%
				投票者数 確定時	得票総数(A) 投票者総数(E)	%

- (注) 1. 中間速報の得票数は100票単位とし、100票未満の端数は切り捨てること。
 2. 中間速報の場合は、「候補者別得票数」、「得票総数」、「投票者総数」及び「開票率」を報告すること。
 3. 中間速報の場合の「投票者総数」は、F4表の投票者数計の数値を記載すること。
 4. 確定速報の場合の「投票者総数」は、F4表の投票者数計の数値と一致すること。
 5. 「開票率」は、小数第3位を四捨五入し、第2位まで出すこと。
 6. 「持帰り・その他」に、開票管理者によって不受理と決定された投票を計上するのを忘れないこと。

F7-3表 衆議院小選挙区選出議員選挙 開票状況速報用紙

選挙区	第 3 区
-----	-------

中間：第 _____ 回
 _____ 時 _____ 分 現在

市町村名	
------	--

確定：_____ 時 _____ 分 確定

市町村	発信時刻	発信担当	点検担当	
	時 分			
県	受信時刻	受信担当	点検担当	電算担当
	時 分			

届出番号	候補者氏名	候補者別得票数
1	横 光 克 彦	
2	岩 屋 たけし	

得票総数(A) (有効投票数)		無効投票数 (B)		投票総数 (C)=(A)+(B)		
持帰り・その他 (D)		投票者総数 (E)=(C)+(D)		投票者数 未確定時 (概数)	得票総数(A) 当日有権者概数(F1) ×中間投票率(F2)	%
				投票者数 確定時	得票総数(A) 投票者総数(E)	%

- (注) 1. 中間速報の得票数は100票単位とし、100票未満の端数は切り捨てること。
 2. 中間速報の場合は、「候補者別得票数」、「得票総数」、「投票者総数」及び「開票率」を報告すること。
 3. 中間速報の場合の「投票者総数」は、F4表の投票者数計の数値を記載すること。
 4. 確定速報の場合の「投票者総数」は、F4表の投票者数計の数値と一致すること。
 5. 「開票率」は、小数第3位を四捨五入し、第2位まで出すこと。
 6. 「持帰り・その他」に、開票管理者によって不受理と決定された投票を計上するのを忘れないこと。

F8表 衆議院比例代表選出議員選挙 開票状況速報用紙

市町村名
(開票区名)

※(開票区名)は大分市のみ記入

中間: 第 _____ 回
 _____ 時 _____ 分 現在
 確定: _____ 時 _____ 分 確定

市町村	発信時刻	発信担当	点検担当	
	時 分			
県	受信時刻	受信担当	点検担当	電算担当
	時 分			

届出番号	政党名	政党別得票数	
			小数点以下
1	公 明 党		
2	立 憲 民 主 党		
3	日 本 維 新 の 会		
4	日 本 共 産 党		
5	れ い わ 新 選 組		
6	自 由 民 主 党		
7	社 会 民 主 党		
8	国 民 民 主 党		
9	N H K と 裁 判 し て る 党 弁 護 士 法 7 2 条 違 反 で		

得票総数 (A)	按分切捨票 (B)	いずれの政党等 にも属さない票数 (C)	
有効投票数 (D) =(A)+(B)+(C)	無効投票数 (E)	投票総数 (F)=(D)+(E)	
持帰り・その他 (G)	投票者総数 (H)=(F)+(G)	開票率 (A)/(H)*100	%

- (注) 1. 中間速報の得票数は100票単位とし、100票未満の端数は切り捨てること。
 2. 中間速報の場合は、「政党別得票数」、「得票総数」、「投票者総数」及び「開票率」を報告すること。
 3. 中間速報の場合の「投票者総数」は、F 5 表の投票者数計の数値を記載すること。
 4. 確定速報の場合の「投票者総数」は、F 5 表の投票者数計の数値と一致すること。
 5. 「開票率」は、小数第3位を四捨五入し、第2位まで出すこと。
 6. 「持帰り・その他」に、開票管理者によって不受理と決定された投票を計上するのを忘れないこと。

F9表 最高裁判所裁判官国民審査 開票状況速報用紙

市町村名
(開票区名)

確定: _____ 時 _____ 分 確定

※(開票区名)は大分市のみ記入

市町村	発信時刻	発信担当	点検担当	
	時 分			
県	受信時刻	受信担当	点検担当	電算担当
	時 分			

区分 裁判官氏名	罷免を可とする 投票数 (a)	罷免を可としない 投票数 (b)	記載を無効と された投票数 (c)	計 (d)=(a)+(b)+(c)
深山 卓也				①
岡 正 晶				②
宇 賀 克 也				③
塚 徹				④
林 道 晴				⑤
岡 村 和 美				⑥
三 浦 守				⑦
草 野 耕 一				⑧
渡 邊 惠 理 子				⑨
安 浪 亮 介				⑩
長 嶺 安 政				⑪

上記の(c)欄には、「×の記号を自ら記載したものではない」等により、関係部分の裁判官にかかる記載に限り無効(一部記載無効)とされた投票数を計上すること。
なお、当該投票は有効投票であって、下記の「無効投票数(B)」と混同しないこと。

有効投票数 (A)		無効投票数 (B)		投票総数 (C)=(A)+(B)	
持帰り・その他 (D)		投票者総数 (E)=(C)+(D)			

(注)1. 「有効投票数」と①～⑪の各欄の数値はそれぞれ一致すること。
(A) = ① = ② = ③ = ④ = ⑤ = ⑥ = ⑦ = ⑧ = ⑨ = ⑩ = ⑪
2. 「投票者総数」は、F6表の投票者数計の数値と一致すること。

第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査 開票所及び開票開始・確定見込時刻一覧

市町村名	開票所を設ける施設の名称	所在地	小選挙区		比例代表		国民審査	
			開始時刻	確定時刻	開始時刻	確定時刻	開始時刻	確定時刻
大分市(第一開票区)	大分県立総合体育館大体育室	大分市青葉町1番地	21:15	0:25	21:15	1:55	21:15	2:10
大分市(第二開票区)	大分県立総合体育館大体育室	大分市青葉町1番地	21:15	22:35	21:15	23:35	21:15	0:10
別府市	別府市民体育館	別府市大字別府3016番地の1	21:10	23:10	21:10	0:40	21:10	1:30
中津市	ダイハツ九州アリーナ	中津市大字大貞377番地1	20:45	23:30	20:45	0:00	20:45	0:30
日田市	日田市中城体育館	日田市中城町1番66号	21:00	23:30	21:00	0:00	21:00	0:30
佐伯市	番匠体育館	佐伯市字剣崎6643番地3	20:30	22:30	20:30	23:00	20:30	23:30
臼杵市	臼杵市諏訪山体育館	臼杵市大字諏訪595番5	20:00	22:10	20:00	22:30	20:00	23:15
津久見市	津久見市民体育館	津久見市大字千怒5338番地	20:00	21:03	20:00	21:43	20:00	22:08
竹田市	竹田市総合社会福祉センター	竹田市大字会々1650番地	20:00	21:30	20:00	22:30	20:00	23:00
豊後高田市	豊後高田市高田庁舎	豊後高田市是永町39番地3	20:30	22:00	20:30	23:00	20:30	23:30
杵築市	杵築小学校体育館	杵築市大字杵築216番地	20:30	22:30	20:30	23:30	20:30	0:00
宇佐市	三和酒類スポーツセンター(宇佐市総合体育館)	宇佐市大字川部1571番地の1	20:30	22:10	20:30	23:10	20:30	23:30
豊後大野市	豊後大野市総合文化センター大ホール	豊後大野市三重町内田878番地	20:30	21:40	20:30	22:30	20:30	23:00
由布市	大分県立庄内屋内競技場	由布市庄内町大龍1314番地	20:30	22:45	20:30	0:00	20:30	0:00
国東市	アストくにさきアグリホール	国東市国東町鶴川136番地1	20:15	22:00	20:15	23:00	20:15	23:30
姫島村	姫島開発総合センター	東国東郡姫島村1569番地の1	20:00	20:50	20:00	21:00	20:00	21:30
日出町	日出町中央体育館	日出町3891番地2	20:30	22:00	20:30	22:30	20:30	23:00
九重町	九重町役場	玖珠郡九重町大字後野上8-1	20:00	21:00	20:00	21:30	20:00	22:00
玖珠町	玖珠町役場	玖珠町大字帆足268番地の5	20:00	21:15	20:00	21:50	20:00	22:15

衆議院比例代表選出議員選挙 開票結果速報計画表

確定時間帯	表発時刻	大分市(第一開票区)	大分市(第二開票区)	別府市	中市	日田市	佐伯市	白杵市	津久見市	竹田市	豊後高田市	杵築市	宇佐市	豊後大野市	由布市	国東市	姫島村	日出町	九重町	玖珠町	
		22:00	22:20							21:43								21:00	21:00		21:30
22:30																					
23:00	23:20						23:00	22:30		22:30	23:00			22:30		23:00		22:30			
23:30																					
0:00	0:20	○	○	○	0:00	0:00						23:30	23:10		0:00						
0:30																					
1:00	1:20	○		0:40																	
1:30																					
2:00	2:20	1:55																			
2:30																					

※「○」は中間速報を行う団体を指し、時刻(=確定時刻)は確定速報を行う団体を指す。

最高裁判所裁判官国民審査 開票結果速報計画表

確定時間帯	大分市(第一開票区)	大分市(第二開票区)	別府市	中市	日田市	佐伯市	白杵市	津久見市	竹田市	豊後高田市	杵築市	宇佐市	豊後大野市	由布市	国東市	姫島村	日出町	九重町	玖珠町		
	22:00																21:30		22:00		22:15
22:30								22:08													
23:00									23:00				23:00					23:00			
23:30										23:30		23:30			23:30						
0:00											0:00			0:00							
0:30																					
1:00																					
1:30																					
2:00																					
2:30																					
3:00																					

※時刻(=確定時刻)は確定速報を行う団体を指す。

5 投票結果確定時刻調

市町村	区分	平 29. 10. 22		令 3. 10. 31	
		小 選 挙 区	比 例 代 表	小 選 挙 区	比 例 代 表
大分市（第一開票区）		21：55	21：55	21：59	21：59
大分市（第二開票区）		21：55	21：55	21：59	21：59
別 府 市		21：15	21：15	21：15	21：15
中 津 市		21：20	21：20	23：20	23：33
日 田 市		20：55	20：55	21：14	21：14
佐 伯 市		20：05	20：05	21：17	21：17
臼 杵 市		19：55	19：55	20：07	20：07
津 久 見 市		19：55	19：55	19：37	19：37
竹 田 市		19：25	19：25	20：05	20：06
豊 後 高 田 市		20：20	20：20	20：10	20：10
杵 築 市		20：15	20：15	20：34	20：36
宇 佐 市		20：00	20：00	21：44	21：44
豊 後 大 野 市		20：15	20：15	20：43	20：44
由 布 市		21：09	21：09	20：29	20：30
国 東 市		20：20	20：20	21：35	21：35
姫 島 村		18：37	18：37	18：41	18：40
日 出 町		20：30	20：30	20：20	20：21
九 重 町		20：30	20：30	19：59	20：00
玖 珠 町		20：30	20：30	21：12	21：12

- 注) 1. 上記時刻は県速報本部が各市町村からFAXを受信した時刻です。
 2. 大分市の第一開票区は旧大分市、第二開票区は旧佐賀関町、旧野津原町です。

6 開票進捗状況（小選挙区）

発表現在時刻	(第1区)				候補者別得票数				開票率 (%)	確定市町村		
	確定	中間	計	西宮重貴	野中美咲	山下かい	高橋まいこ	吉良州司		市町村数	累計	市町村名
	0	0	0	0	0	0	0	0				
21:30	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00	0	0	
22:00	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00	0	0	
22:30	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00	0	0	
23:00	0	83,500	83,500	2,000	1,500	2,000	36,000	42,000	40.74	0	0	
23:30	0	185,000	185,000	4,000	3,000	13,000	74,000	91,000	90.27	0	0	
0:00	0	195,000	195,000	6,000	3,500	15,000	75,500	95,000	95.15	0	0	
0:30	199,155	0	199,155	6,216	4,001	15,889	75,932	97,117	100.00	1	1	大分市（第一開票区）

発表現在時刻	(第2区)				候補者別得票数				開票率 (%)	確定市町村		
	確定	中間	計	えとう征士郎	吉川はじめ					市町村数	累計	市町村名
	43,306	14,600	57,906	28,089	29,817							
21:30	43,306	14,600	57,906	28,089	29,817				39.86	4	4	臼杵市、津久見市、竹田市、九重町
22:00	51,392	56,800	108,192	53,214	54,978				67.46	1	5	玖珠町
22:30	84,820	62,997	147,817	73,681	74,136				92.44	2	7	豊後大野市、由布市
23:00	152,148	5,500	157,648	79,064	78,584				99.56	2	9	日田市、佐伯市
23:30	158,212	0	158,212	79,433	78,779				100.00	1	10	大分市（第二開票区）

発表現在時刻	(第3区)				候補者別得票数				開票率 (%)	確定市町村		
	確定	中間	計	横光克彦	岩屋たけし					市町村数	累計	市町村名
	29,822	16,000	45,822	20,088	25,734							
21:30	29,822	16,000	45,822	20,088	25,734				33.11	3	3	国東市、姫島村、日出町
22:00	68,982	13,500	82,482	35,552	46,930				59.81	2	5	豊後高田市、宇佐市
22:30	82,762	19,000	101,762	45,237	56,525				73.75	1	6	杵築市
23:00	82,762	66,500	149,262	66,237	83,025				83.93	0	6	
23:30	137,037	38,000	175,037	73,040	101,997				98.94	1	7	別府市
0:00	175,966	0	175,966	73,159	102,807				100.00	1	8	中津市

注) 1. 開票率 = 得票数 (※) / 確定投票者数 × 100 (※) 開票結果確定時のみ「有効投票数 (= 得票数) + 無効投票数 + 持帰り・その他」

2. 大分市の第一開票区は旧大分市、第二開票区は旧佐賀関町、旧野津原町です。

7 開票状況 (小選挙区)

(開票率：%)

	21:30	22:00	22:30	23:00	23:30	0:00	0:30	1:00	確定時刻
(第1区)									
大分市(第一開票区)	0.00	0.00	0.00	40.74	90.27	95.15	100.00		0:18
(第2区)									
大分市(第二開票区)	0.00	0.00	0.00	88.57	100.00			1:00	確定時刻
日田市	0.00	11.72	84.97	100.00					23:01
佐伯市	17.20	74.52	97.43	100.00					23:10
臼杵市	100.00								22:35
津久見市	100.00								21:36
竹田市	100.00								21:16
豊後大野市	37.40	95.21	100.00						21:27
由布市	12.06	60.28	100.00						22:04
九重町	100.00								22:11
玖珠町	0.00	100.00							20:59
									20:40
(第3区)									
別府市	0.00	0.00	0.00	53.78	100.00			1:00	確定時刻
中津市	0.00	0.00	47.99	92.19	95.23	100.00			0:30
豊後高田市	66.56	100.00							23:20
杵築市	57.00	96.19	100.00						23:50
宇佐市	0.00	100.00							21:41
国東市	100.00								22:20
姫島村	100.00								21:35
日出町	100.00								21:40
									20:47
									21:40

注) 1. 開票率=得票総数(※) / 確定投票者数×100

(※) 開票結果確定時のみ「有効投票数 (= 得票総数) + 無効投票数 + 持帰り・その他」

2. 大分市の第一開票区は旧大分市、第二開票区は旧佐賀関町、旧野津原町です。

8 開票結果時間の状況

市町村名	選 挙 区						
	投票総数	開票事務従事者数	開票開始時刻	確定時刻	所要時間	前回所要時間	前回からの短縮時間
大分市（第1区）	204,942	242	21:15	0:18	3:03	3:10	7
大分市（第2区）	6,209	35	21:15	23:01	1:46	1:20	▲ 26
別府市	55,773	200	21:10	23:20	2:10	1:40	▲ 30
中津市	39,903	132	20:45	23:50	3:05	2:30	▲ 35
日田市	34,129	54	21:00	23:10	2:10	2:36	26
佐伯市	34,892	72	20:30	22:35	2:05	1:42	▲ 23
臼杵市	19,387	50	20:00	21:36	1:36	2:10	34
津久見市	9,043	24	20:00	21:16	1:16	1:03	▲ 13
竹田市	10,742	20	20:00	21:27	1:27	1:31	4
豊後高田市	12,019	30	20:30	21:41	1:11	1:09	▲ 2
杵築市	14,034	75	20:30	22:20	1:50	1:56	6
宇佐市	27,884	100	20:30	21:35	1:05	1:40	35
豊後大野市	17,644	89	20:30	22:04	1:34	1:06	▲ 28
由布市	16,588	115	20:30	22:11	1:41	2:14	33
国東市	14,826	50	20:15	21:40	1:25	1:09	▲ 16
姫島村	1,420	8	20:00	20:47	0:47	0:48	1
日出町	14,153	70	20:30	21:40	1:10	1:10	0
九重町	4,980	61	20:00	20:59	0:59	0:57	▲ 2
玖珠町	8,250	52	20:00	20:40	0:40	1:05	25

市町村名	比 例 代 表						
	投票総数	開票事務従事者数	開票開始時刻	確定時刻	所要時間	前回所要時間	前回からの短縮時間
大分市（第1区）	204,894	195	21:15	2:47	5:32	4:38	▲ 54
大分市（第2区）	6,207	28	21:15	0:40	3:25	2:19	▲ 66
別府市	55,765	200	21:10	1:33	4:23	3:20	▲ 63
中津市	39,903	132	20:45	1:15	4:30	3:09	▲ 81
日田市	34,120	53	21:00	0:30	3:30	2:55	▲ 35
佐伯市	34,889	63	20:30	22:55	2:25	2:15	▲ 10
臼杵市	19,383	40	20:00	22:23	2:23	2:30	7
津久見市	9,040	24	20:00	22:00	2:00	1:43	▲ 17
竹田市	10,739	20	20:00	22:25	2:25	2:05	▲ 20
豊後高田市	12,019	11	20:30	22:45	2:15	1:50	▲ 25
杵築市	14,030	75	20:30	23:15	2:45	3:10	25
宇佐市	27,873	100	20:30	23:10	2:40	2:40	0
豊後大野市	17,633	89	20:30	23:24	2:54	1:58	▲ 56
由布市	16,588	115	20:30	23:15	2:45	4:15	90
国東市	14,824	40	20:15	22:07	1:52	1:40	▲ 12
姫島村	1,420	9	20:00	21:05	1:05	0:56	▲ 9
日出町	14,153	70	20:30	22:40	2:10	2:00	▲ 10
九重町	4,980	61	20:00	21:35	1:35	1:30	▲ 5
玖珠町	8,247	52	20:00	21:20	1:20	1:40	20

9 選挙管理委員会告示及び選挙長（選挙分会長）告示 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査

大分県報

令和三年
十月十八日
号外（六四）

（月曜日）

目次

選挙管理委員会告示

衆議院小選挙区選出議員選挙において選挙運動用ポスターを掲示することができる日……一
衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準となる
日等……………一

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第六十号

令和三年十月三十一日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙において選挙運動用ポスターを掲示することができる日をおり定めた。

令和三年十月十八日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

衆議院小選挙区選出議員選挙において選挙運動用ポスターを掲示することができる日

令和三年十月十九日

大分県選挙管理委員会告示第六十一号

令和三年十月三十一日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日は、次のとおりである。

令和三年十月十八日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

一 被登録資格の決定の基準となる日

令和三年十月十八日。ただし、年齢要件については、同月三十一日とする。

二 登録を行う日

令和三年十月十八日

令和三年十月十八日

大分県報号外（選挙委告示）

大分県報

令和三年
号外（六五）
十月十九日
（火曜日）

目次

選挙管理委員会告示

衆議院小選挙区選出議員選挙に用いる投票用紙の様式……………	一
衆議院比例代表選出議員選挙に用いる投票用紙の様式……………	二
最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙及び点字投票用紙の様式……………	二
衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に用いる不在者投票用封筒等に押すべき印……………	三
衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙等に押すべき印の押印の方法……………	三
衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に用いる点字投票用紙に表示する選挙の種類と点字……………	三
衆議院小選挙区選出議員選挙において候補者及び候補者届出政党が使用する選挙運動用ビラに貼る証紙の様式……………	三
衆議院小選挙区選出議員選挙において候補者届出政党が使用する選挙運動用ポスターに貼る証紙の様式……………	四
衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及び選挙長職務代理者の選任……………	四
衆議院比例代表選出議員選挙における大分県選挙分会長及び大分県選挙分会長職務代理者の選任……………	五
衆議院小選挙区選出議員選挙において選挙長が候補者の届出等に関する事務を行う場所……………	五
衆議院比例代表選出議員選挙において大分県選挙分会長が選挙立会人の届出等に関する事務を行う場所……………	五
衆議院小選挙区選出議員選挙における開票の事務を選挙会の事務に併せて行わないことの決定……………	五
衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時……………	五
衆議院比例代表選出議員選挙における大分県選挙分会の場所及び日時……………	六

令和三年十月十九日

○選挙管理委員会告示

衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時……………	六
衆議院比例代表選出議員選挙における開票区の設定……………	六
衆議院小選挙区選出議員選挙において選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額等……………	六
最高裁判所裁判官国民審査における大分県審査分会長及び大分県審査分会長職務代理者の選任……………	七
最高裁判所裁判官国民審査における大分県審査分会の場所及び日時……………	七
衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時……………	七
衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時……………	七
衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び放送回数……………	七
衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時……………	八

大分県選挙管理委員会告示第六十二号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定めた。

令和三年十月十九日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

令和三年執行

衆議院小選挙区選出議員選挙投票



選挙管理委員会
大分県

大分県報号外（選挙委告示）

一

令和三年十月十九日

大分県報号外（選管委告示）

二

二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

候補者氏名

備考

- 一 用紙はあざぎ色とし、黒色のインクで印刷する。
- 二 大きさは、縦十三センチメートル、横九センチメートルとする。

大分県選挙管理委員会告示第六十三号

令和三年十月三十一日執行の衆議院比例代表選出議員選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定めた。

令和三年十月十九日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

令和三年執行
衆議院比例代表選出議員選挙投票

選挙管理委員会
大分県之印

○注
意
政党その他の政治団体の名称又は略称は、欄内に一つ書くこと。

他の名称 その他の政党名称 又は略称

備考

一 用紙はピンク色とし、黒色のインクで印刷する。

二 大きさは、縦十三センチメートル、横九センチメートルとする。

大分県選挙管理委員会告示第六十四号

令和三年十月三十一日執行の最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙及び点字投票用紙の様式を次のとおり定めた。

令和三年十月十九日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

最高裁判所裁判官
国民審査投票

選挙管理委員会
大分県之印

○注
意

- 一 やめさせた方がよいと思う裁判官については、その氏名の上の欄に×を書くこと。
- 二 やめさせなくてよいと思う裁判官については、何も書かないこと。

×を書く欄
裁判官の氏名

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

備考

- 一 用紙はうぐいす色とし、黒色のインクで印刷する。
 - 二 大きさは、縦九・一センチメートル、横十五・二センチメートルとする。
- 点字投票用紙

最高裁判所裁判官
国民審査投票

点字投票

選挙管理委員会
之
分
大
管
会
員

○ 注 意

- 一 やめさせた方がよいと思う裁判官があるときは、その氏名を書くこと。
- 二 やめさせた方がよいと思う裁判官がないときは、何も書かないこと。

備考

- 一 用紙はうぐいす色とし、黒色のインクで印刷する。
- 二 大きさは、縦九・一センチメートル、横十五・二センチメートルとする。

大分県選挙管理委員会告示第六十五号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に用いる不在者投票用封筒及び仮投票用封筒に押すべき印を次のとおり定めた。

令和三年十月十九日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

- 一 不在者投票用封筒 大分県選挙管理委員会の印

- 二 仮投票用封筒 市(町)(村)選挙管理委員会の印

大分県選挙管理委員会告示第六十六号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙及び不在者投票用封筒に押すべき印の押印の方法を次のとおり定めた。

令和三年十月十九日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

大分県選挙管理委員会の印の刷込み式

大分県選挙管理委員会告示第六十七号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に用いる点字投票用紙に、選挙の種類を次のとおり表示する。

令和三年十月十九日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

衆議院小選挙区選出議員選挙 しゅうせんきょく

衆議院比例代表選出議員選挙 ひれい

最高裁判所裁判官国民審査 こくみんしんさ

大分県選挙管理委員会告示第六十八号

令和三年十月十九日

大分県報号外(選挙委告示)

三

令和三年十月十九日

大分県報号外（選管委告示）

四

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動用ビラに貼る証紙の様式を次のとおり定めた。

令和三年十月十九日

一 候補者用

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

第	49	回	選	管
衆	議	院	小	選
議	院	小	選	管
政	党	用	比	番
第	第	区	-	号
大	分	県	選	管

備考

一 「第 区」には小選挙区の番号を記載し、「番号」には候補者の届出順位を記載するものとする。

二 用紙は、特別の紙質、模様、すかし等を用いることができるものとする。

二 候補者届出政党内

第	49	回	選	管
衆	議	院	小	選
議	院	小	選	管
政	党	用	比	番
第	第	区	-	号
大	分	県	選	管

備考

一 「第 区」には小選挙区の番号を記載し、「番号」には候補者の届出順位を記載するものとする。

二 用紙は、特別の紙質、模様、すかし等を用いることができるものとする。

大分県選挙管理委員会告示第六十九号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党内が使用する選挙運動用ポスターに貼る証紙の様式を次のとおり定めた。

令和三年十月十九日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

第	49	回	選	管
衆	議	院	小	選
議	院	小	選	管
政	党	用	ポ	ス
第	第	区	-	番
大	分	県	選	管

備考

一 「第 区」には小選挙区の番号を記載し、「番号」には候補者の届出順位を記載するものとする。

二 用紙は、特別の紙質、模様、すかし等を用いることができるものとする。

大分県選挙管理委員会告示第七十号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における大分県第一区、大分県第二区及び大分県第三区の選挙長及び選挙長職務代理者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

令和三年十月十九日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

選挙区	区分	住所	氏名
大分県 第一区	選挙長	日田市淡窓一丁目四番四八号	一木俊廣
	職務代理者	大分市賀来西二丁目二番二九号	佐藤 聡
大分県 第二区	選挙長	大分市大字千歳三一四番地の二	阿部 良秀
	職務代理者	大分市賀来西二丁目二番二九号	佐藤 聡
大分県 第三区	選挙長	大分市新春日町二丁目五番一号	角山光邦
	職務代理者	大分市賀来西二丁目二番二九号	佐藤 聡

大分県選挙管理委員会告示第七十一号

令和三年十月三十一日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における大分県選挙分会長及び大分県選挙分会長職務代理者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

令和三年十月十九日

大分県選挙管理委員会委員長 一木 俊廣

区 分	住 所	氏 名
大分県選挙分会長	大分市浜の市二丁目二番二一号	秦 喜美恵
大分県選挙分会長職務代理者	大分市金池町一丁目九番一八一〇三号	今井 睦

大分県選挙管理委員会告示第七十二号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、大分県第一区、大分県第二区及び大分県第三区の選挙長が候補者の届出等に関する事務を行う場所は、次のとおりである。

令和三年十月十九日

大分県選挙管理委員会委員長 一木 俊廣

十月十九日

大分市大手町三丁目一番一号

大分県選挙管理委員会告示第七十三号

令和三年十月三十一日執行の衆議院比例代表選出議員選挙において、大分県選挙分会長が選挙立会人の届出等に関する事務を行う場所は、次のとおりである。

令和三年十月十九日

大分県選挙管理委員会委員長 一木 俊廣

十月十九日

大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館二階 正庁ホール

十月二十日以後

大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館五階 大分県総務部市町村振興課内

大分県選挙管理委員会告示第七十四号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における開票の事務は、選挙会場において選挙会の事務に併せて行わない。

令和三年十月十九日

大分県選挙管理委員会委員長 一木 俊廣

大分県選挙管理委員会告示第七十五号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における大分県第一区、大分県第二区及び大分県第三区の選挙会の場所及び日時は、次のとおりである。

令和三年十月十九日

大分県選挙管理委員会委員長 一木 俊廣

大分県第一区

一 場所 大分市大手町三丁目一番一号

二 日時 令和三年十一月三日九時三十分

大分県選挙管理委員会

令和三年十月十九日

大分県報号外（選挙委告示）

令和三年十月十九日

大分県報号外（選管委告示）

六

大分県第二区

一 場所 大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室

二 日時 令和三年十一月三日十時

大分県第三区

一 場所 大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室

二 日時 令和三年十一月三日十時三十分

大分県選挙管理委員会告示第七十六号

令和三年十月三十一日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における大分県選挙分会の場所及び日時は、次のとおりである。

令和三年十月十九日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

一 場所 大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室

二 日時 令和三年十一月三日十一時

大分県選挙管理委員会告示第七十七号

令和三年十月三十一日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和三年十月十九日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

一 場所 大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室

二 日時 令和三年十月十九日十八時

大分県選挙管理委員会告示第七十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十八条第二項の規定により、令和三年十月三十一日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における大分市の区域を分けて次のとおり開票区を設けるものとする。

令和三年十月十九日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

市町村名 大分市 開票区名 大分市第一開票区

開票区 金池第一投票区、金池第二投票区、金池第三投票区、長浜投票区、荷揚投票区、中島第一投票区、中島第二投票区、中島第三投票区、春日第一投票区、春日第二投票区、春日第三投票区、王子投票区、八幡第一投票区、八幡第二投票区、八幡第三投票区、大道第一投票区、大道第二投票区、大道第三投票区、南大分第一投票区、南大分第二投票区、南大分第三投票区、南大分第四投票区、南大分第五投票区、南大分第六投票区、滝尾第一投票区、滝尾第二投票区、下郡投票区、津留第一投票区、津留第二投票区、東大分投票区、日吉投票区、日岡投票区、桃園投票区、原川投票区、明野北第一投票区、明野北第二投票区、明野南投票区、明野東投票区、鶴崎投票区、小中島投票区、乙津投票区、別保第一投票区、別保第二投票区、三佐投票区、家島投票区、明治投票区、明治北投票区、横尾投票区、高田投票区、松岡投票区、川添投票区、種具投票区、広内投票区、判田第一投票区、判田第二投票区、百木投票区、上戸次投票区、戸次投票区、下戸次投票区、吉野投票区、竹中投票区、河原内投票区、伊与床投票区、駕野投票区、敷戸団地投票区、寒田投票区、田尻第一投票区、田尻第二投票区、宗方第一投票区、宗方第二投票区、木ノ上投票区、横瀬第一投票区、横瀬第二投票区、賀来投票区、東院投票区、大在西投票区、大在中央投票区、大在東投票区、坂ノ市投票区、丹生投票区、小佐井投票区、市尾上投票区、細投票区

大分市第二開票区

小浜投票区、本町投票区、田中投票区、白木浜投票区、古宮投票区、辛幸投票区、大志生木投票区、本神崎投票区、木佐上投票区、馬場投票区、一尺屋投票区、野津原第一投票区、野津原第二投票区、野津原第三投票区、野津原第四投票区、野津原第五投票区、野津原第六投票区、野津原第七投票区、野津原第八投票区

大分県選挙管理委員会告示第七十九号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十七条の二第二項の規定により報酬を支給することができる者に限る。）に対し支給することができる報酬の最高額を次のとおり定めた。

令和三年十月十九日

		大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣	
<p>一 選挙運動に従事する者一人に対し支給することができる実費弁償の額</p> <p>1 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額</p> <p>2 船 賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額</p> <p>3 車 賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額</p> <p>4 宿泊料（食事料二食分を含む。）一夜につき一万二千円</p> <p>5 弁当料 一食につき千円、一日につき三千円</p> <p>6 茶菓料 一日につき五百円</p> <p>二 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる報酬の額</p> <p>1 基本日額 一万円</p> <p>2 超過勤務手当 一日につき1の額の五割</p> <p>三 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる実費弁償の額</p> <p>1 鉄道賃、船賃及び車賃 それぞれ一の1から3までに掲げる額</p> <p>2 宿泊料（食事料を除く。） 一夜につき一万円</p> <p>四 選挙運動に従事する者（公職選挙法第九十七条の二第二項の規定により報酬を支給することができる者に限る。）一人に対し支給することができる報酬の額</p> <p>1 選挙運動のために使用する事務員 一日につき一万円</p> <p>2 専ら選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者 一日につき一万五千元</p> <p>3 専ら手話通訳のために使用する者 一日につき一万五千元</p> <p>4 専ら要約筆記のために使用する者 一日につき一万五千元</p>			
~~~~~			
<p><b>大分県選挙管理委員会告示第八十号</b></p> <p>令和三年十月三十一日執行の最高裁判所裁判官国民審査における大分県審査分会長及び大分県審査分会長職務代理者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。</p> <p>令和三年十月十九日</p>			
区 分	住 所	氏 名	
大分県審査分会長	大分市錦町一丁目九番三号	井下 秀子	大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣
大分県審査分会長職務代理者	大分市金池町一丁目九番一八―一〇三号	今井 陸	
~~~~~			
<p>大分県選挙管理委員会告示第八十一号</p> <p>令和三年十月三十一日執行の最高裁判所裁判官国民審査における大分県審査分会の場所及び日時は、次のとおりである。</p> <p>令和三年十月十九日</p> <p style="text-align: center;">大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣</p> <p>一 場所 大分市大手町三丁目一番一号</p> <p>二 日時 令和三年十一月三日十四時</p>			
~~~~~			
<p><b>大分県選挙管理委員会告示第八十二号</b></p> <p>令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。</p> <p>令和三年十月十九日</p> <p style="text-align: center;">大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣</p> <p>一 場所 大分市大手町三丁目一番一号</p> <p>二 日時 令和三年十月二十日十時</p>			
~~~~~			
<p>大分県選挙管理委員会告示第八十三号</p> <p>令和三年十月三十一日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。</p> <p>令和三年十月十九日</p> <p style="text-align: center;">大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣</p> <p>一 場所 大分市大手町三丁目一番一号</p> <p>二 日時 令和三年十月二十日十時三十分</p>			
~~~~~			
<p><b>大分県選挙管理委員会告示第八十四号</b></p> <p>令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる放送回数、次のとおり定めた。</p>			

令和三年十月十九日

大分県報号外（選管委告示）

七



令和三年十月十九日

令和三年十月十九日

大分県報号外（選管委告示）

八

テレビジョン放送

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

届出候補者の数	基幹放送事業者名	回数
一人又は二人	大分朝日放送株式会社 株式会社大分放送	一 一
三人	大分朝日放送株式会社 株式会社大分放送 株式会社テレビ大分	一 一 一

大分県選挙管理委員会告示第八十五号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和三年十月十九日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

一 場所 大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室

二 日時 令和三年十月十九日十七時三十分

# 大分県報

令和三年  
号外（六六）  
十月十九日  
（火曜日）

## 目次

### 選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………一

衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額……………二  
衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送の日時……………二

### 選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第一区の選挙立会人として届出のあつた者が十人を超えるとき等のくじを行う場所及び日時……………二  
衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第二区の選挙立会人として届出のあつた者が十人を超えるとき等のくじを行う場所及び日時……………二  
衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第三区の選挙立会人として届出のあつた者が十人を超えるとき等のくじを行う場所及び日時……………二

### 選挙分会長告示

衆議院比例代表選出議員選挙における大分県選挙分会の選挙立会人として届出のあつた者が十人を超えるとき等のくじを行う場所及び日時……………三

### ○選挙管理委員会告示

#### 大分県選挙管理委員会告示第八十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十

一年法律第六十二号）第八条の規定による令和三年十月十八日現在で大分県議会議員及び大分県知事選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和三年十月十九日

#### 大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数……………一九、一四〇人

二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………二一九、六二二人

三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………

大分市	一三三、五二二人
別府市	三三、〇四〇人
中津市	二二、九〇九人
日田市	一七、八一七人
佐伯市	一九、八八八人
白杵市	一〇、七五七人
津久見市	四、九〇四人
竹田市	六、〇四一人

令和三年十月十九日

大分県報号外（選管委告示）

令和三年十月十九日

豊後高田市 六、二四三人  
 杵築市 八、〇一六人  
 宇佐市 一五、三三一人  
 豊後大野市 九、九八四人  
 由布市 九、四四三人  
 国東市・姫島村 八、四二〇人  
 日出町 七、八四三人  
 九重町・玖珠町 六、八三八人

**大分県選挙管理委員会告示第八十七号**

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における大分県第一区、大分県第二区及び大分県第三区の選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和三年十月十九日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣  
 大分県第一区 二四、八九六、二〇〇円  
 大分県第二区 二三、一二二、五〇〇円  
 大分県第三区 二三、六三六、〇〇〇円

**大分県選挙管理委員会告示第八十八号**

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送の日時を次のとおり定めた。

令和三年十月十九日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

区分	日本放送協会大分放送局		大分朝日放送株式会社		株式会社大分放送		株式会社テレビ大分	
	日	時	日	時	日	時	日	時
テレビ	十月二十七日 午前七時二十五分		十月二十七日 午後二時十四分		十月二十六日 午後三時		十月二十四日 午後五時十分	
	十月二十八日 午前七時二十五分							

大分県報号外（選管委告示・選挙長告示）

二

**○選挙長告示**

**衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第一区選挙長告示第一号**

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第一区における選挙立会人として届出のあった者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和三年十月十九日

衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第一区選挙長 一 木 俊 廣  
 一 場所 大分市大手町三丁目一番一号  
 二 日時 令和三年十月二十九日十時

**衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第二区選挙長告示第一号**

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第二区における選挙立会人として届出のあった者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和三年十月十九日

衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第二区選挙長 阿 部 良 秀  
 一 場所 大分市大手町三丁目一番一号  
 二 日時 令和三年十月二十九日十時十五分

**衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第三区選挙長告示第一号**

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第三区における選挙立会人として届出のあった者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和三年十月十九日

衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第三区選挙長 角 山 光 邦  
一 場所 大分市大手町三丁目一番一号  
大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室  
二 日時 令和三年十月二十九日十時三十分

### ○選挙分会長告示

#### 衆議院比例代表選出議員選挙大分県選挙分会長告示第一号

令和三年十月三十一日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における大分県選挙分会の選挙立会人として届出のあった者が十人を超えるときにくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和三年十月十九日

衆議院比例代表選出議員選挙大分県選挙分会長 秦

喜美 恵

一 場所 大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室

二 日時 令和三年十月二十九日十時四十五分

令和三年十月十九日

大分県報号外（選挙長告示・選挙分会長告示）

三

毎週 火曜日・金曜日（祝祭日に当たるときは翌日発行） 発行人 大分県 編集

（株）佐伯コミュニケーションズ

（定価 一箇年 三万八千八百八十円）

# 大分県報

令和三年  
十月十九日  
号外（六七）

（火曜日）

## 目次

### 選挙長告示

- 衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第一区の候補者の届出……………一
- 衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第二区の候補者の届出……………三
- 衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第三区の候補者の届出……………五

### ○選挙長告示

#### 衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第一区選挙長告示第二号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第一区における候補者として次のとおり届出があった。なお、候補者が届出を行った一のウェブサイト等のアドレスは、別表のとおりである。

令和三年十月十九日

衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第一区選挙長 一 木 俊 廣

届出受理番号	候補者届出 政党的名称	候補者氏名 (ふりがな)	本籍	住所	年齢	職業
1	(本人届出)	西宮重貴	大分県	大分県大分市	四十三歳	無職
2	NHKと裁判して党弁護士法72条違反で	野中美咲	佐賀県	東京都台東区	二十五歳	自営業

5	4	3
(本人届出)	自由民主党	日本共産党
吉良州司	高橋まいこ	山下かい
東京都	大分県	大分県
大分県大分市	大分県大分市	大分県大分市
六十三歳	三十三歳	四十四歳
政治団体代表	無職	政党役員

令和三年十月十九日

大分県報号外（選挙長告示）

別表

衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第1区立候補者 選挙運動用ウェブサイト等アドレス一覧表

届出受理番号	(ふりがな) 候補者氏名	選挙運動用ウェブサイト等アドレス
1	にし みや しげ き 西 宮 重 貴	<a href="https://ppf.jimdosite.com">https://ppf.jimdosite.com</a>
2	の なか み さき 野 中 美 咲	<a href="https://twitter.com/MisakiNonaka">https://twitter.com/MisakiNonaka</a>
3	やま した か い 山 下 か い	<a href="https://twitter.com/kai02yamashita">https://twitter.com/kai02yamashita</a>
4	たか はし まいこ 高 橋 まいこ	<a href="https://takahashi-maiko.com">https://takahashi-maiko.com</a>
5	き ら しゅう じ 吉 良 州 司	<a href="http://www.kirashuji.com">http://www.kirashuji.com</a>

令和三年十月十九日

大分県報号外(選挙長告示)

二

衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第二区選挙長告示第二号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第二区における候補者として次のとおり届出があった。なお、候補者が届出を行った一のウェブサイト等のアドレスは、別表のとおりである。

令和三年十月十九日

衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第二区選挙長 阿 部 良 秀

届出受理番号	候補者届出政党の名称	候補者氏名 (ふりがな)	本籍	住所	年齢	職業
1	自由民主党	えとう 征士郎 せいしろう	大分県	大分県佐伯市	八十歳	選挙区支部長
2	立憲民主党	吉川 はじめ よしかわ	大分県	大分県臼杵市	五十五歳	政党役員

令和三年十月十九日

大分県報号外(選挙長告示)

三

別表

衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第2区立候補者 選挙運動用ウェブサイト等アドレス一覧表

届出受理番号	(ふりがな) 候補者氏名	選挙運動用ウェブサイト等アドレス
1	えとう <small>せいしろう</small> 征士郎	<a href="http://2021.ETO.ORG/">http://2021.ETO.ORG/</a>
2	よし <small>かわ</small> 吉川 はじめ	<a href="https://www.yoshikawa-hajime.com">https://www.yoshikawa-hajime.com</a>

令和三年十月十九日

大分県報号外(選挙長告示)

四



衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第三区選挙長告示第二号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第三区における候補者として次のとおり届出があった。なお、候補者が届出を行った一のウェブサイト等のアドレスは、別表のとおりである。

令和三年十月十九日

衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第三区選挙長 角 山 光 邦

届出受理番号	候補者届出政党の名称	候補者氏名 (ふりがな)	本籍	住所	年齢	職業
1	立憲民主党	横光克彦	東京都	大分県別府市	七十七歳	政党役員
2	自由民主党	岩屋たけし	大分県	大分県別府市	六十四歳	政党選挙区支部長

令和三年十月十九日

大分県報号外(選挙長告示)

五

別表

衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第3区立候補者 選挙運動用ウェブサイト等アドレス一覧表

届出受理番号	(ふりがな) 候補者氏名	選挙運動用ウェブサイト等アドレス
1	よこ みつ かつ ひこ 横 光 克 彦	<a href="https://twitter.com/cdp_oita">https://twitter.com/cdp_oita</a>
2	いわ や たけし 岩 屋 たけし	<a href="https://www.t-iwaya.com">https://www.t-iwaya.com</a>

令和三年十月十九日

大分県報号外(選挙長告示)

六

毎週 火曜日・金曜日（祝祭日に当たるときは翌日発行） 発行人 大分県 編集（株）佐伯コミュニケーションズ（定価 一箇年 三万八千八百八十円）

# 大分県報

令和三年  
十一月三日  
号外（六八）

（水曜日）

## 目次

### 選挙管理委員会告示

衆議院小選挙区選出議員選挙における当選人の住所及び氏名並びに当該当選人に係る候補者届出政党の名称……………一

### ○選挙管理委員会告示

#### 大分県選挙管理委員会告示第九十号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における大分県第一区、大分県第二区及び大分県第三区の当選人の住所及び氏名並びに当該当選人に係る候補者届出政党の名称は次のとおりである。

令和三年十一月三日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

#### 大分県第一区

住 所	氏 名	候補者届出政党
大分県大分市青葉台二丁目一五番地の二三	吉良 州 司	

#### 大分県第二区

住 所	氏 名	候補者届出政党
大分県佐伯市池船町二一番一号	衛 藤 征 士 郎	自由民主党

#### 大分県第三区

住 所	氏 名	候補者届出政党
大分県別府市田の湯町八番一号	岩 屋 毅	自由民主党

令和三年十一月三日

大分県報号外（選挙委告示）